

平成29年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰

パートタイム労働者活躍推進企業表彰 の募集が始まりました!

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進の取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信しています!

平成29年度の募集が始まりました。「我が社こそは」と思われる企業の皆さん、奮ってご応募ください(事業所単位での応募も可能です。規模・業種も問いません。)

最優良賞

厚生労働大臣賞

優良賞

雇用均等・児童家庭局長
優良賞

奨励賞

雇用均等・児童家庭局長
奨励賞

受賞企業の声

- ◆ パートの募集で、応募数が2倍以上になりました。
- ◆ 定着率が上昇し、優秀な人材の活躍が実現できるようになりました。
- ◆ 新聞やテレビに取り上げられ、それをご覧になったお取引先様からの反応が多くありました。
- ◆ パート社員を中心に「素晴らしい取組をしている会社にいられることを誇りに思っている」といった内容の声が多く聞こえるようになりました。
- ◆ 応募を機に改めて自社の取組を見つめ直し、また他社の先進事例を学んだことで、課題と目標の具体化につながりました。

《平成28年度受賞企業》計12社

- ◆ 最優良賞 株式会社オリエンタルランド、株式会社ケア21
- ◆ 優良賞 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社AOKI、株式会社千葉興業銀行、株式会社東邦銀行
- ◆ 奨励賞 イオン九州株式会社、株式会社イオンファンタジー、株式会社オーティーエス、株式会社関西スーパーマーケット、株式会社サンリッチ三島、株式会社日豊ケアサービス



受賞企業は、受賞年と受賞名を記載したシンボルマークが利用できます!
このシンボルマークを名刺に貼ったり、ホームページに掲載したり、
求人広告に載せることができます!

表彰の応募の詳細は、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」でご覧いただけます。

➡ <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>



募集の概要

募集対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる企業(事業所)。
(必ずしも全社的な取組でなくても、一事業所としての応募も可能です。)

応募資格

- (1)パートタイム労働法の義務規定違反がないこと。
- (2)労働関係法令に関して重大な違反がないこと。
- (3)過去3年間に、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (4)表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

表彰基準

- (1)パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること。
- (2)パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること。
※なお、「パート労働者活躍企業宣言サイト」への宣言については平成29年8月末までに実施する見込みがあれば、応募時点で宣言していくなくても応募することができます。
- (3)パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組、働き方改革の趣旨を踏まえた取組)を行い、かつ、実績または成果が認められること。

応募方法

パート労働ポータルサイト内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>)より、応募用紙(電子ファイル(EXCEL))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送により応募してください。*

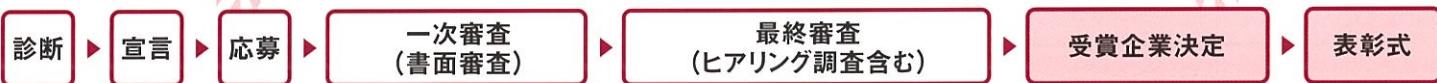
*応募用紙と「パート労働者活躍企業診断サイト」の診断結果の提出により応募いただけます。応募用紙は郵送のほか、E-mailによる提出も必要となります。応募にあたっては、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」掲載の表彰実施要領・表彰基準・応募要領を必ずご参照ください。

応募締切:平成29年8月3日(木曜日)(必着)

審査・表彰について

審査は、有識者からなる審査委員会(非公開)において、厳正かつ公正に行います。
また、受賞企業への表彰式は平成30年2月1日(木)に実施予定です。

表彰式までの流れ



※表彰への応募には「診断」と「宣言」が必要です!

「パート労働者活躍企業診断サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)は、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けて自社の現状と課題を自主点検できるサイトです。

診断サイトで、パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)による自社診断をした上で、「パート労働者活躍企業宣言サイト」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)で、自社で行っているパートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を発信(宣言)しましょう!

お問い合わせ先

【事務局】みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部(担当:川上・山本・砂川・宮田)

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: part-selection@mizuho-ir.co.jp

TEL: 03-5281-5276(平日10時~17時30分) FAX: 03-5281-5443(24時間受付)